

○山北町商標「ユーシンプルー」使用規程

平成30年3月7日

告示第16号

(目的)

第1条 この規程は、山北町商標「ユーシンプルー」(以下、「商標」という。)の使用に関して必要な事項を定めることにより、商標の適正利用を図ることを目的とする。

(権利)

第2条 商標に関する一切の権限は、山北町に帰属する。

(使用の許諾)

第3条 商標を使用しようとする者は、あらかじめ山北町長(以下「町長」という。)の使用許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町立の教育機関が業務のために使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が認める場合。

(使用届)

第4条 前条の許諾を受けようとする者は、山北町商標「ユーシンプルー」使用届(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の事業内容がわかる資料
- (2) 商標の使用内容がわかる企画書等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(使用許諾の手続き)

第5条 町長は、前条の使用届を受理した場合、その内容を審査し、当該使用が第1条の目的に合致すると認められる場合、商標の使用を許諾する。また、町長は商標の使用方法その他について、条件を付することができる。

- 2 町長は、前項による使用許諾を行った場合は、山北町商標「ユーシンプルー」使用許諾通知書(様式第2号)により、当該使用許諾申請者へ通知するものとする。
- 3 使用承諾の期間は、最長2年間とする。
- 4 申請者は、使用期間の延長を希望する場合、使用承諾期間満了の2月前までに、改めて第4条の規定による申請を行うものとする。

(許諾の制限)

第6条 町長は、使用許諾申請者の商標の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 山北町の信用又は品位を害するおそれがあるもの。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に関するもの。
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (5) その他、町長が不適切と認めるもの。

- 2 町長は、前項の規定により前条の使用許諾を行わない場合、山北町商標「ユーシンプルー」使用不許諾通知書(様式第3号)により、当該使用許諾申請者へ通知するものとする。

(使用許諾内容の変更等)

第7条 第5条の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該使用許諾を受けた内容の変更を行う場合は、あらかじめ山北町商標「ユーシンプルー」使用内容変更申請書(様式第4号)により、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、第5条第1項及び第6条第1項の規定によりその内容の審査を行う。
- 3 当該変更が適正と認められる場合は、山北町商標「ユーシンプルー」使用内容変更許諾通知

書（様式第5号）により当該使用者へ通知するものとする。

（使用料）

第8条 商標の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許諾された使用内容のみに使用すること。
- （2） 別紙に定めるガイドラインに沿って運用すること。
- （3） 使用許諾を受けた権利の全部又は一部を第三者に譲渡、再許諾又は担保に供しないこと。
- （4） その他各種法令を遵守すること。

（許諾の取消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告手続きを要しないで使用許諾を取消することができる。

- （1） 使用者がこの規定に違反したとき。
 - （2） 届出の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - （3） その他商標の使用許諾の継続が不相当であると認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消を行った場合は、山北町商標「ユーシンプルー」使用許諾取消通知書（様式第6号）により、当該取消を受けた者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定により使用許諾の取消を受けた者は、使用許諾取消の日から商標を使用することはできない。
- 4 本条第2項の規定により使用許諾の取消を受けた場合、取消を受けた者は、直ちに商標が付された製品の在庫、仕掛品及び商標を使用したカタログ等の一切につき、その使用、販売等を停止し、これを破棄するものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、使用許諾期間が期間満了により終了した場合において、当該満了時点で商標が付された製品の在庫が存在しているときは、使用者は、契約期間満了後3か月間に限りこれを販売することができ、当該販売に必要な範囲で、商標を使用したカタログ等を使用することができるものとする。
- 6 町長は、第一項の規定により使用許諾の取消を受けた者に生じた損害に対して、一切の責任を負わない。

（使用状況等の調査）

第11条 町長は商標の使用状況等を調査することができ、商標使用者は、商標を使用した製品、パンフレット、カタログ、その他の広告物等必要な書類を町長に提出する等これに協力するものとする。

（経費等の負担）

第12条 町長は、本規定により商標使用の許諾を行った事業に対し、その実際に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 町長は、使用許諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、本使用許諾に基づく製品の製造、販売に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の権利を侵害してはならない。
- 3 使用者が第三者の権利を侵害し、使用者が製造者、販売者としての責任を問われ、又は、これらに関連した紛争が発生したときは、使用者は自己の責任においてこれを解決し、町及び町長に迷惑をかけない。
- 4 使用者は、商標を使用した製品その他の商標の使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町及び町長に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 5 使用者は、商標の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。
- 6 町長は、本条第4項及び第5項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

7 使用者は、商標に関して、第三者から侵害され又は侵害されるおそれのある行為を発見した場合には、直ちに町に連絡するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。